

鶴岡市農業委員会第 24 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 7 年 11 月 17 日 (月) 午後 1 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 5 番 荻原 優太 6 番 松本 典子 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節徑 13 番 田村 亮真 14 番 佐藤 宣夫 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	4 番 佐藤 晃 委員 2 番 齋藤 靖 推進委員 5 番 小南 賢史 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席届は、4 番佐藤晃委員、2 番齋藤靖推進委員、5 番小南賢史推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第 24 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、5 番 荻原優太委員、6 番 松本典子委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) <<報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について>>
	(説 明) <<報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について>>
	(説 明) <<報告第3号 農地法第5条の規定による届出について>>
	(説 明) <<報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について>>
議 長	報告事項であります、質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) <<議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について>>
議 長	農地法第3条案件のため、各地区担当委員からの現地調査報告を求めます。鶴36から順にお願いします。13番 田村亮真推進委員。
13番 推進委員	推進委員13番 田村です。鶴36の案件は、年金受給に伴う再設定であり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしましたことをご報告します。
議 長	続いて37番について、12番 小林節徑推進委員お願いします。
12番 推進委員	推進委員12番 小林です。鶴37についても、年金受給に伴う再設定であり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	温海案件についてお願いします。15番 本間長志推進委員。
15番 推進委員	推進委員15番 本間です。温7の案件について申請のあった現地を、10月15日に確認しております。現地は受人が以前より自家用野菜畑として利用しており、今回裁判所の審判により正式に受人のものになったということです。取得後も引き続き自家用野菜畑として使用予定のため、特に問題はないと判断いたします。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号について、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) <<議案第2号 非農地証明願について>>
議 長	それでは、現地確認について報告願います。15番 本間長志推進委員。

15 番 推進委員		推進委員 15 番 本間です。温 1 の非農地証明願について、先程の 3 条申請のあった温 7 と同じく、10 月 15 日に確認しております。現地は川の対岸にあり台帳地目は田となっておりますが、かなり昔に水害で川の流路が変わったことから道がなくなっております。誰も耕作しなくなってから久しく、現在は原野と化していることから、非農地と認めることはやむを得ないと判断いたしました。
議 長		それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
		(発言者なし)
議 長		ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 非農地証明願について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議 長		全員賛成により、議案第 2 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。
事 務 局		(説 明) <<議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更について>>
議 長		それでは、現地調査報告をお願いします。3 番 石塚治己委員。
3 番委員		3 番 石塚です。農用地からの除外という案件で、10 月 10 日、私と長谷川推進委員、事務局と、農振担当者の 4 名で現地調査に行きまして。申請地は下川公民館の北東約 400m の市道沿いで、申請人の事務所向かいにある畑 2 筆であります。除外目的は、左官工事用の資材置き場の整備のためということでございます。申請地は下川中集落内にある畑であります。農振除外および農地転用の手続きがされないまま、すでに一部が転用されて利用されている状況でした。違反転用ということではありますが今回、代理人の山本行政書士を通じて事業計画書と申請人からの始末書が提出されております。土地の状況としては図面を見ていただければわかるとおり、住宅地寄りの畑、住宅地に挟まれた土地でありまして、今後も確保すべき農地ではないこと、また周辺農地への影響もないと判断されることからこの変更は問題ないと見て参りました。以上です。
議 長		それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
		(発言者なし)
議 長		ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議 長		全員賛成により、議案第 3 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局		(説 明) <<議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について>>
議 長		この農用地利用集積等促進計画 (案) につきましては、書面で開催された農用地利用調整会議で承認されております。それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
		(発言者なし)
議 長		ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第4号については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これにて、第24回西部農地部会を閉会します。</p>
	<p style="text-align: center;">閉 会 午後 1 時 50 分</p>

	<p style="text-align: center;">議 長 <u>原 田 政 幸</u></p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署名委員 <u>萩原 優太</u></p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署名委員 <u>松本 典子</u></p>
--	--